

令和6年度香美市提案型市民主役事業補助金 募集要領（案）

香美市では、市長が定める今年のテーマ（ ）について、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援します。

募集期間 令和6年3月4日（月）から
令和6年4月4日（木）まで 17時必着

補助区分	チャレンジコース	10分の10	20万円上限
	にぎわいコース	5分の4	100万円上限

※但し、令和6年度当初予算が成立した場合に限ります。予算不成立の場合は、本補助金は、執行できませんので、応募申請者にはその旨通知致します。予めご了承願います。

○問合せ先・申請書提出先

〒780-8501

香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所定住推進課まちづくり班

TEL0887-53-1061

1 団体要件

香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第2条のとおり。

2 事業要件

香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第3条のとおり。

3 補助区分（要綱第5条関係）

	チャレンジコース	にぎわいコース
募集事業	比較的小規模の公益的事業に取組み、 総事業費が10万円以上の事業（但し、 事業収入を得る場合は対象外。） ※新規事業以外も可ですが、審査基準で 新規性の加点は、ございません。	香美市を元気にする、総事業費 50万円以上の事業 ※新規事業のみ
補助率	10分の10	5分の4 但し、事業収入に係る事業収入が あった場合、当該事業収入の一部 を市に納付すること。（「収益納 付の考え方」参照。）
補助上限	20万円	100万円
審査方法	申請書類審査	申請書類 公開プレゼンテーション

※にぎわいコース収益納付の考え方（例）

総事業費1,250,000円（税込）補助金額1,000,000円 自己負担額250,000円場合
で、事業収入500,000円を得た場合の収益納付額の計算式は次のとおりとなります。

(事業収入500,000円－自己負担額250,000円) × 80% (補助率) = 200,000円

となり、200,000円を納付していただきます。※補助金額を上限とします。

☆申請から補助金交付、実績報告までの流れについて

○募集期間

令和6年 3月4日 (月) ～令和6年4月4日 (木) 午後5時必着までに

申請書類一式を提出して下さい。

※香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第6条のとおり。

○審査会開催 (公開プレゼンテーション)

令和6年4月22日 (月) PM : ~

香美市中央公民館 1階大ホール

「にぎわい部門」への応募団体は、公開プレゼンテーション(1団体15分程度)を行っていただきます。

「チャレンジ部門」への応募団体は、書類審査のみのため出席不要です。

○審査結果通知

各コース基準点をクリアした事業は、コース毎に順位付けいたします。上位から順番に予算の範囲内で交付決定通知いたします。上位から交付決定し、予算の都合上、申請額の満額交付決定出来ない場合は、予算残額分を交付決定致します。基準点に達しているが、下位順位でコース毎の予算が無くなった場合は、補助金不交付決定となりますが、次点扱いとなりまして上位交付決定団体から、辞退等があった場合には、繰り上げし改めて交付決定致します。※交付決定例：参照

基準点未滿の事業につきましては、補助金不交付決定通知をいたします。

※交付決定された団体は市広報誌および市の公式ホームページで公表します。

なお、審査結果も香美市公表致します。

※交付決定の例 にぎわいコース 予算額100万円

1位	A事業	70点（補助金申請額70万円）	基準点クリア
2位	B事業	68点（補助金申請額50万円）	基準点クリア
3位	C事業	62点（補助金申請額80万円）	基準点クリア
4位	D事業	58点（補助金申請額60万円）	基準点未満

1位～3位までは、基準点クリアしているので、1位A事業は交付決定額70万円、2位B事業は予算残額が30万円となるので交付決定額30万円、3位C事業は不交付決定となりますが次点扱いになります。仮に1位A事業が辞退した場合、2位B事業の交付決定額が50万円になり、3位C事業は、予算残額が50万円となるので、50万円の交付決定となります。

4位D事業は基準点未満なので不交付決定となります。

※審査基準参照。

○実績報告書の提出（事業完了後すみやかに）

事業完了後30日以内、または令和7年3月末までのいずれか早い日に提出してください。※香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第11条のとおり。

☆提出書類について

各様式は、香美市役所定住推進課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。「香美市提案型市民主役事業補助金で検索」

☆補助対象経費について

1 補助対象経費の一覧

補助金の交付対象となる経費は、事業に必要な経費のうち、次表のとおりです。

科 目	対象経費の例	対象とならない経費の例
賃 金	事業実施のために雇ったアルバイト等の賃金	申請団体および団体構成員に対し支払う経費
報 償 費	申請団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、専門家等）	申請団体および団体構成員に対し支払う経費 儀礼に係る経費（手土産、花束等）
需 用 費	消耗品等の購入費 チラシ・ポスター等の作成費や印刷費 ※イベント等の弁当・茶代は可とする	私物と区別できないもの 飲食費 （イベント等の弁当・茶代以外のもの）
役 務 費	各種案内やチラシ配布の通信運搬に係る経費・イベント時の保険料等	団体の電話代、インターネット接続料等、団体の年間活動に対する保険
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用	
使 用 料 賃 借 料	機器類の賃借料 イベントなどの会場等の使用料	
そ の 他	事業のために必要な経費で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの ※補助対象経費となるかについては、個別に経費の内容を審査します。	備品購入（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合、1品2万円以下を可とする） 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが確認できない経費

☆注意事項

- ・ 交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。
決定日前に着手が認められた事業については、本助成の対象外となります。
- ・ 事業実施に直接かかわらない、団体の経常的な運営に係る経費は対象となりません。
- ・ 上記の補助対象経費となるか、慎重に確認して支出してください。
ご不明な点は、香美市定住推進課まちづくり班までお問い合わせください。

☆補助対象経費について

【広報】「令和6年度香美市提案型市民主役事業補助金」は、ふるさと納税の積立金を原資としていますので、補助金交付事業を実施するときは、チラシ等に「令和6年度香美市まちづくり応援基金活用事業」と表示するなどの広報をお願いします。

【事業変更】交付決定後、比較的軽微な事業計画および予算の変更であっても必ず事前に事務局へ相談してください。

許可無く事業内容を変更された場合には、補助金の返還を求める場合があります。

☆審査方法

- ・ チャレンジ部門は、書類により審査します。
(プレゼンテーションを行いません。)
- ・ チャレンジ部門は、審査を公開プレゼンテーションにより行います。
- ・ 審査は、香美市提案型市民主役事業補助金審査委員会が行い、審査意見に基づき市が補助対象事業および補助金額を決定します。

☆審査基準

No	項目	チャレンジ	にぎわい
1	<p>公益性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する事業か 	30	30
2	<p>計画性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に計画性があり、スケジュールに無理がないか ・経費の配分が効率的であり、資金計画に確実性があるか 	20	20
3	<p>新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の事業であるか ・企画内容が単発的、一時的でないか。 	20	—
4	<p>継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体が事業実施に意欲的で、今後継続的に進められる事業であるか。 	20	—
5	<p>発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の活性・市民の連携を広げることができる事業か。 ・今後も補助金がなくても、実施出来そうか。 	—	20
6	<p>先進性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が定めるテーマで、自由な発想と視点が活かされているか。 ・創意に溢れ、まちづくりに新たな方向性を示すような効果があるか 	10	30

○審査基準点について

- ・ チャレンジコース . . . 採点審査委員の平均が50点未満の場合は、不可とする。
審査員の一人でも各項目で0点を付けた場合は、不可。
各項目で審査員平均点が基準点（配点の30%未満）になった場合は、不可とする。

- ・ にぎわいコース . . . 採点審査委員の平均が60点未満の場合は、不可とする。
審査員の一人でも各項目で0点を付けた場合は、不可。
各項目で審査員平均点が基準点（配点の30%未満）になった場合は、不可とする。